# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葉山町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

葉山町長

### 公表日

平成32年5月25日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	1.予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 ・政令で定める者に対し、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。 ・定期の予防接種を適正に接種したか接種状況を確認し、適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 ・健康被害の救済措置に関する給付の支給の請求の受理、審査を行う。また、給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査を行う。 ・予防接種を受けた場合は、実費の徴収を行う。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。実費を徴収する場合、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。
	2.母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。
	3.健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務 ・住民の健康の増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等を行う。
③システムの名称	<ul><li>・健康管理システム</li><li>・団体内統合宛名システム</li><li>・中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル	名
<ul><li>・予防接種ファイル</li><li>・母子保健ファイル</li><li>・健康診査ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。) ・第9条第1項別表第一の10、49及び76の項
	2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第40条及び第54条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊産婦または乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項、86の項)
	(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)
	る頃(1800頃) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センター事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 福祉部町民健康課 福祉部子ども育成課

②所属長の役職名 町民健康課長 子ども育成課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし

請求先

連絡先

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内2135

葉山町福祉部町民健康課・子ども育成課

電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内2135

葉山町福祉部町民健康課・子ども育成課 電話:046-876-1111

電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>						
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	- 【 500人未満 】 <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満						
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点						
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定値 情報に関する重大事故が発生したか							

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類						
[ 基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	<b>ド重点項目評価書</b> ド全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	<b>ウシステム</b> :	を通じた提供る	を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[ ]接網	読しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <属			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択版> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

#### 変更簡所

変更箇				ARR 11 min Ma	Am il of the per a sit on
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成32年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を 行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるとき は、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し 健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、 幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧 奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健 指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付 を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康	2.母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を行う。また、保健指導を行う。また、保健指導を行う。。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。よた、健康状態や相談内容から保健指導を行う。・妊妊婦届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。・妊症婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。	事前	
平成32年5月25日	I 関連情報  2. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特を個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊産婦または乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項、86の項)	事前	
平成32年5月25日	I 関連情報  2. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 5、第二欄(事務)に「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の疾病に係るものに限 る。)の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの。」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の 支給又は実費の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報服会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の障害に係るものに限 る。)の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの」が含まれる項(19の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの。」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の 支給文は実費の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 5第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の 支給文は実費の徴収に関する事務であって主 務省会で定めるもの」が含まれる項(18の項) 5、第二欄(事務)に「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報祭会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、は母子機康包括 導、新生児訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問 問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括 享援センター事業の実施に関するなって 主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の 項)	事前	
平成32年5月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	